

## 認定特定非営利活動法人プレーパークせたがや 正会員規約

本法人の運営を行うにあたり、会員制度を設けここに規約を規定する。

### 第1条（会員の規定）

正会員は、本法人の活動趣旨に賛同した者が入会し、法人運営に関わる特定非営利活動推進法上の「社員」に当たるものとする。個人・団体・企業の会員区別を設けるものとする。

### 第2条（入会の規定）

#### 第1項

正会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

#### 第2項

理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同する者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

#### 第3項

理事長は、下記の理由により正会員の入会を拒否できるものとする。

- (1) 反社会的勢力の構成員やその影響下にある個人・団体・企業
- (2) 反社会的勢力を利用している、または資金等の提供や便宜を供与するなどの関与をしている個人・団体・企業
- (3) 当法人の活動趣旨に反する行動や活動をしている個人・団体・企業

### 第3条（会費の納入規定）

#### 第1項

会員は、毎年一回会費を納入しなければならない。

#### 第2項

会費の額は、理事会において定める。

### 第4条（会員の資格の喪失）

#### 第1項

正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を 1 年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

## **第 5 条**（退会及び除名の規定）

### **第 1 項**（退会）

正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### **第 2 項**（除名）

正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### **第 3 項**（総会での報告）

前項規定により除名がなされた時、理事会はそれを直近の総会に報告しなければならない。

### **第 4 項**（抛出金品の返還）

退会及び除名された会員に対しては既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## **第 6 条**（議決権の規定）

正会員は、総会における議決権を有し、その保有票数は個人・団体・企業と種別に関わらず、1 会員 1 票とする。

## **第 7 条**（正会員の権利）

正会員は、総会議決権のほか、事業報告書・会報・WEB 等で当法人の活動報告を受け取る事ができる。

また個別の事案についての意見や問い合わせを、事務局等を通じて寄せる事が出来る。ただし、個人情報に関する事柄は除外する。

(附則) 本規程は2020年12月1日より実施する。